

平成30年度普通会計決算認定特別委員会

令和元年10月24日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

中山委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井川委員

台風が続いております。台風第15号で千葉の房総半島のほうはかなりの被害を受けられて、本当に大変なことであります。そしてまた、台風第19号で関東から東北にかけてすごい被害がありまして、今のところ死者が84人、行方不明が9人ということで、亡くなられた方には心からの御冥福をお祈りするとともに、被災されている方には心からお見舞い申し上げたいと思います。

そういうことを受けまして、津波や地震も大変ですが、台風は、年に二、三回は必ず徳島に来るので、嚴重注意しなければいけないところでございます。現在、徳島中央警察署新庁舎の建築に掛かっていまして、基礎工事もかなり進んでいるところではあります。災害があったときには、県警察本部や県庁の代替として徳島中央警察署を使えるような形にするというような話を聞いております。

津波や地震に対して、どういう配慮をして建築を進められているのか、教えていただきたいのですが。

高橋会計課長

契約当時、徳島中央警察署は徳島東警察署であったわけでありまして、故竹内議員からもこの庁舎整備について、御支援いただいたところでもあります。

今、お話にありましたように、徳島中央警察署新庁舎は、元々は治安を守る警察庁舎でありますけれども、災害発生時、仮に県庁や警察本部の庁舎が機能不全に陥ったような場合は、代替施設になるような新防災センターの機能を担うということで整備を進めているところであります。

地震や津波、洪水対策について答弁いたしますが、まず、耐震性能についてであります。新庁舎は、鉄骨造りで耐震構造となっております。耐震性能は、徳島県の県有施設総合耐震計画基準に基づきまして、I s 値という指標がありますけれども、一般的な建物のI s 値は0.6ですけれども、この1.5倍の0.9という耐震性能を確保していることが一番であります。

次に、浸水対策であります。移転場所は裁判所北側でありますけれども、ここの最大津波の基準水位は1.9メートルで、発生頻度は低いのですけれども、甚大な被害を及ぼすというレベル2になっております。また、洪水ですけれども、平成28年に国土交通省が公表し

た最大規模の降雨による浸水想定区域では、吉野川水域の浸水で、最大3.0メートルが想定されているところであります。

こうした想定を踏まえまして、津波対策では、1階の床部分を歩道レベルから1メートルのかさ上げをしまして、更に庁舎には周辺に1.9メートルの最大津波を想定して、防潮板を設置することになっております。

さらに、今回の庁舎は全国的にも珍しいのですが、1階と2階部分を警察車両の駐車スペースに確保しまして、津波や洪水の際にも、警察活動に必要な車両を守るほか、周辺の地域住民の方々の一時的な避難場所にもなるというふうに考えております。

そのほか、諸室の関係ですけれども、指揮・伝達機能や事務諸室の大半は3階以上に設置しております。また、72時間以上連続運転可能な自家発電、太陽光発電、蓄電装置、防災井戸。また、津波や洪水等で問題となっておりますけれども、水については、留置人も含む全職員が4日間利用できる上水の受水槽、またトイレ等の下水も4日間、雨水を利用した貯留槽を地下部分に、更にはヘリコプターによる物資輸送のためのホバーリングスペース等々、災害に強い施設となるよう整備を進めているところであります。

井川委員

1階、2階は駐車場にして津波対策と、すばらしいものが出来ているということですが、千葉県では30万戸以上が停電したということで、首都圏においても台風で30万戸が停電し、2週間近くも止まっていたということをございまして、新庁舎の非常用電源は、どのようになっているのか教えていただきたいのですが。

高橋会計課長

今、御指摘がありましたように、災害等によりまして外部からの電力が遮断されますと、警察本部や警察署の機能が維持できないわけでありまして、防災機能を有する警察施設としては、自家発電による電力の確保が大事であると考えております。

先ほども申しましたけれど、県有施設総合耐震計画基準に基づきまして、防災拠点となる警察本部、警察署においては、72時間程度運転が可能な自家発電の整備を進めておりまして、現在、警察本部のほか七つの警察署で整備が完了しております。そのほか、徳島中央警察署、三好警察署は整備中でありまして、阿波吉野川警察署庁舎は、在り方について検討を進めているところで、那賀警察署につきましては、来春に交番化の予定でありまして計画からは外しているところでありまして。

さらに、環境省の予算を活用しまして、津波のおそれがある鳴門警察署と牟岐警察署においては、太陽光パネルと蓄電池装置を設置しておりまして、災害に対する電源を確保しているところでありまして。

井川委員

先ほども、貯水槽等々の水確保ができていているということですが、被災地では、泥を流すのにも水がないとのことで大変な思いをしているみたいですね。水の対策を、もう少しお聞かせいただきたいと思っております。

高橋会計課長

水の関係は、私も阪神・淡路大震災等々の警備に行った関係で重要性を承知しておりますが、断水対策としましては、警察本部には受水槽に27トンの水を確保しまして、上下水道を合わせて約28時間使用が可能です。28時間と言いましても、警察本部の最大職員は518人を想定していますので、もう少し幅があるかと考えております。また、警察署では9署で受水槽を確保しております、例えば小松島警察署であれば、約56時間使用可能な7.6トンを確認しております。

また、地震等によって給水管等が破裂して水道等が供給されないということもありまして、その対策として、警察本部や沿岸部の6警察署に手押しポンプ式の井戸を作っております、警察本部庁舎は正面玄関の所にありますけれど、そういうもので断水時の水を確保していきたいと考えております。

井川委員

徳島市でも、コミュニティセンターではポンプの水を置いてある所もありまして、いざというときには水が一番大切だと思いますので、是非とも確保をお願いいたします。

南海トラフ巨大地震があれば、県南では5メートルから20メートルの津波が来ることですが、津波や洪水に対しては、どのような対策をしておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

高橋会計課長

特に東日本大震災以降、財政当局等の御理解も得まして、沿岸警察署や警察本部庁舎は、今回の決算資料にも掲げております警察施設防災機能強化事業を続けております。

津波・洪水対策として、警察本部庁舎では、基準水位1.9メートルが想定されておりますけれど、自家用発電機の燃料ポンプを上層階へ移設し、また地下の機械室に防水扉を整備したほか、1階の出入口には電気で起き上がってくるような止水板を整備しております。そのほか、通信指令や交通管制センターが機能するように、電気の供給がストップしても直ちにストップすることがないように、大型のバッテリーを整備するという諸対策を講じているところであります。

警察署においても、徳島中央警察署は整備をしておりますけれど、津波によって浸水が予想されている鳴門、徳島板野、小松島、阿南、牟岐の5警察署には、止水板や電源装置の整備を進めている状況であります。

井川委員

よく分かりました、頑張ってくださいと思います。この前にもありましたが、被災している間に空き巣に遭うという、大変な時にこんなことをするなんてと思うのですが、いろんなことがあります。

やはり、災害時でも警察がしっかりしていただかないと本当に困ると思います。警察活動の拠点となる施設の今後の防災機能強化について、県警察としての決意をお伺いしたいと思います。

高橋会計課長

今まで県警察は、近い将来、発生が懸念されております南海トラフ巨大地震、また熊本地震の発生を受けまして、中央構造線・活断層地震等に備えて、警察本部や警察署庁舎の防災機能の強化に努めてきたところであります。

冒頭にもありましたように、近年、台風や集中豪雨で、県内はもとより全国各地で相次いで大きな災害が発生している状況を受けて、今後更なる防災対策の強化が求められているのではないかと認識しております。正に、警察庁舎は災害警備活動の拠点でありまして、熊本地震の時は役所が倒壊して機能不全に陥ったり、今回も水害で役所が機能不全に陥ったりしたことがありましたけれど、そういうことがないよう、今後とも関係当局と連携を図りながら対策を進めていきたいと考えております。

井川委員

復旧するには自衛隊の力が必要になるのですが、治安を守るのは、最後に頼れるのは警察と思っています。これからも頑張ってくださいと思います。

高井委員

私も、井川委員からお話があった徳島東警察署庁舎整備の点について、お聞きしたいと思っております。改めて、新しい施設の防災対策について、高橋課長からいろいろとお話ありがとうございました、非常に近年の災害に対応した施設を検討していただいていると感じまして、期待したいと思っております。

私からは、過去、総務委員会の中でも幾つか質問させていただきましたが、建設に関してPFI手法を取り入れまして、警察としては全国初の事例で、庁舎整備を警察単独で行うということで幾つか視察に来てくださっているという話も聞いております。国としても、PFI手法をいろんな観点から、民間のノウハウや資金を活用して進めようと全体的に後押ししている中で、様々な問題点等が委員会等でも何回か指摘されてきました。改めて、県警察本部が果敢にも警察署の宿舎だけでなく、駐在所等にもPFI手法を活用して進めてくださっていることに期待を申し上げますとともに、何点か懸念することが出てきておりますので、ここで確認させていただきたいと思っております。

まず、経緯等は何回かお聞きしたので、ここでは割愛させていただこうと思うのですが、落札に至るまでもいろんな^{うよ}紆余曲折がございまして、いよいよスタートするという段階においては大林組のリニア談合問題等があり、直前になって発注業者が入れ替わるということになりました。そうしたいろんなことにかかわりませず、予定どおりというか、前に向かって進んできておりますことに、皆さんの努力にも感謝を申し上げ、敬意を表しているところでございます。また、2月定例会では、徳島中央警察署についてのボーリング調査の結果、くいの本数を増やす必要が生じたということで約2.8億円の補正予算が可決されました。リニア談合事件を乗り越えたら次はくいの問題とか、いろんな問題が生じている中で前に進めてくださっているわけですが、その後の進捗状況を簡単に、またPFI手法で大事だと言われる財政的効果、VFMと言うようですが、契約前の財政的縮減効果に関して、以前5パーセントと御説明を頂いたと思っておりますが、補正予算もありましたので、その後の財政的縮減効果についてお答えを頂きたいと思っております。

高橋会計課長

高井委員には、導入可能性調査であるとか、契約以前から高い関心を頂きまして、多くの議論をさせていただいたところでもあります。

徳島中央警察署新庁舎の整備事業は、昨年度に設計が終了しまして、この4月からは建設の工事に着手しております。お話にありましたくいはいは120数本に増本しまして、完了したところでもあります。現在は、基礎工事を実施しているところでもあります。令和3年春の完成を予定しておりますので、運用開始に向けては着実に事業を進めているところでもあります。

次に、財政的縮減効果について、PFI事業は従来方式と比較して、どの程度、総事業費や経済効果があったのかという財政の縮減効果をVFM、バリュー・フォー・マネーと言うのですけれども、このことも算定の上で評価することとされています。PFI法に基づいてバリュー・フォー・マネーをお示しするのは、特定事業選定のときと、もう一つは契約が終わった後にお示しすることになっておりまして、平成29年6月に特定事業を選定したときには約5パーセントとお示しをしました。

契約時に公表したバリュー・フォー・マネーについては、民間ノウハウにより創意工夫があったこと、また4社が参画しまして競争原理が働いたことで、バリュー・フォー・マネーは18.68パーセントと示しております。18.68パーセントは何かと言いますと、財政的な縮減額として約11億円の縮減効果があったということでもあります。総事業費は、予定価格約87億円でありますけれど、そこから約11億円の縮減効果があったという算定をしております。

その後、平成30年3月、ボーリング調査によって地盤の耐力不足が生じ、約2.8億円の増額をしたのですけれども、増額後のバリュー・フォー・マネーは法律的な求めはありませんけれども、約18パーセントと試算しております。契約時には18.68パーセントだったので、18パーセント少々と、契約変更による縮減効果の変化はなかったということですので、大いなる縮減効果があったと考えております。

高井委員

すばらしい縮減効果だと思います。いろんな不測の事態が生じてても微調整しながら前に進めていただいているということで、非常に全国の参考にもなる良い進め方をしているのではないかと期待したいと思います。

実は、この徳島中央警察署の件で、連日新聞報道がございました石井幼稚園工事の談合疑い事件でございます。この中の業者を、指名後の競争入札をめぐって県警察が談合の疑いで捜査したと新聞に出ておりました。今日の報道では、県は入札参加資格を14か月停止ということで、「平島弘之プラスチーム二十八を、14か月間の入札参加資格停止にした」と最終面に出ておりました。捜査の状況も少しずつ新聞等で報道されています。突然のニュースで驚くと同時に、いろんな意味で政治関係者の間でも激震が走ったりしているのではないかと思います。

捜査のことは状況を見守るしかないと思いますし、どういうふうなことになるか分かりませんが、私の心配は、この会社が、徳島東警察署（現徳島中央警察署）庁舎整備

等PFI事業に関係していると。入札をして、事業を進めていただいている四電工グループと基本協定を結んでおられ、代表はもちろん株式会社四電工徳島支店ですが、締結した相手方のグループの中に、協力企業として入っているというふうに聞いております。逮捕された業者は、どのような位置付けで、どのような業務に関わっていたのか教えていただきたいと思えます。

高橋会計課長

対象業者という表現をさせていただきますけれども、元々の徳島東警察署（現徳島中央警察署）庁舎整備等PFI事業の契約等々について、改めてお話をさせていただきたいと思えます。

このPFI事業を実施するために、特別目的会社、いわゆるSPC、スペシャル・パーパス・カンパニーを登記しております。代表企業が株式会社四電工徳島支店、名称が株式会社徳島県警PFIサービスというSPCを構成しているところであります。その構成の中身を言いますと、SPCの構成はもとより、SPCへの出資を行って業務を請け負う構成企業というもの、出資は行わず業務のみをSPCから委託の形で請け負う協力企業というのがあります。

対象業者は、出資は行っておりませんが、SPCから委託を受けて工事監理業務を行っているという、協力企業の立場であります。どのような事業に関わっているかと言いましたら、少し触れましたが工事状況を確認する監理業務を、SPC本体の構成企業である株式会社東畑建築事務所大阪事務所とともに、地元の業者として関わっているものであります。

高井委員

今、御説明がございましたが、今回の捜査の事案が、徳島東警察署（現徳島中央警察署）庁舎整備等PFI事業に与える影響はございますでしょうか。

高橋会計課長

言わずもがなの話ですが、本事業は県とSPCとの契約によって履行されている業務であります。契約においては、他の事業での入札において法令違反があった場合の個別の定めはございません。ただし、徳島東警察署（現徳島中央警察署）庁舎整備等PFI事業の入札に関して、談合等により刑に処せられた場合は契約を解除することができるとなっておりますけれども、他の事業の入札においては特別の定めはないものであります。

県警察においては、当然、契約にのっとって適切に対応していくものでありますけれども、今回の逮捕は他の事業の入札に関わることであります。したがって、直ちに影響を及ぼすものではないと認識しております。

高井委員

直ちに影響を及ぼすことではないということでありましたら、予定どおり進めていただけることを期待したいと思えますが、県としても入札の参加資格を14か月指名停止したということになりましたので、この後の状況で、また変化等が生じるかもしれません。

例えば、法令違反をしたということが確定した場合においては、事業者を変更することは可能なのでしょうか。

高橋会計課長

繰り返しの答弁になりますけれども、契約において、構成員等が他の入札に関して、不正や不誠実な行為をした場合における措置の定めはないものであります。これは、通常の官庁営繕等々の契約においても同じだと考えております。しかし、契約上では、SPCから構成員や協力企業の変更の申出があれば、県警察が承諾すれば変更は可能であります。

繰り返しますけれど、契約行為でありますので、契約にのっとって適切に対応してまいりたいと考えております。

高井委員

分かりました。変更も県警察次第で可能ということも答弁されましたが、まだ捜査の段階ですし容疑の段階ですので確たることは言えませんが、恐らく、今までリニア談合の件もそうでしたが、結局向こう側から辞退してくることもあったり、今回であったら協力企業ですので、SPCのほうで何らかの判断をすればこの業者に外れてもらうこともあるという、予断を許さない状況にあると思いますが、今おっしゃったように、直接、事業に関して影響がないということであるように、鋭意これからも努力していただきたいと思えます。

先ほど来、話にあった防災対策も急務ですので、令和3年度春の竣工^{しゅん}に遅れないよう、引き続き努力のほうをよろしくお願いしたいと思えます。私たちもできる限りの応援をしていきたいと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。

もう1点は、駐在所の整備についてもお伺いしたいと思えます。同様に、PFI方式で駐在所の整備を進めておられると思えます。この進捗状況と、同じく財政的縮減効果について御答弁いただけたらと思えます。

高橋会計課長

駐在所の一括整備を、PFIという形でさせていただいているところであります。

契約状況を言いますと、平成30年10月に、まずは17施設整備の一括契約を締結いたしました。その後、阿南安芸自動車道・海部道路の都市計画決定がなされまして、その計画上に県南部の穴喰駐在所がありましたので、本年3月に契約変更をしまして、穴喰駐在所を除く16か所で現在整備を進めているところであります。16か所は、三つのグループに分けて進めていまして、既に第一グループの6駐在所は整備を終えて運用開始しております。現在、第二グループの6駐在所を進めていまして今月末には竣工^{しゅん}し、残りの4駐在所は今年度末にも整備を完了して運用開始することになっております。

この財政縮減効果は、契約時に公表したバリュー・フォー・マネーは23.7パーセント、従来手法よりも23.7パーセントの縮減効果があったということです。財政負担の軽減額は約2億円ということになっております。

高井委員

23.7パーセントとすばらしい財政縮減効果ということで、是非これからも順調に進めていただきたいと思ひますし、このPFI方式による駐在所の一括整備は、全国警察の中で、これもまた初の取組と聞いております。徳島県警察が成功することによって、いろんな事例として全国からも注目されることになろうと思ひますし、昨年来、富山市にはじまり、交番・駐在所の襲撃事件が相次いで起こりました。駐在所に勤務していただいている皆さんは、御家族と一緒に来られている方もございますし、三野町駐在所も先般、落成式がございましたが、いろんな意味で24時間、本当に現場で頑張ってくださいしている職員の皆さんに対して、福利厚生観点からも是非こうした整備等は非常に大事だと思ひております。是非、これからも頑張ってくださいと思ひます。

もう一つ、重ねてお伺ひしたいのですが、新しく建替えを行った後の古い官舎や宿舎であったり、運転免許センターのほうは移転整備が進んだ後の利活用がうまくなされていると思ひますが、移転した後の公有財産の利活用というのは非常に大事だと思ひています。

三好市でも老朽化した官舎がございまして、それをどのようにするのか、いろいろな心配の声も上がっておりますし、特に池田町は土地が余りございませんので、跡地の様々な利用等も非常に有効ではないかと思ひます。統合等により廃止された後の公有財産等の利活用について、方針を伺ひたいと思ひます。

高橋会計課長

警察は170施設を抱えておりまして、県内でも教育委員会と並んで非常に多くなっています。土地や建物の公有財産は、県の貴重な資産でありまして、その管理や処分は厳正に行わなければならないと認識しております。県警察が管理する公有財産で未利用となったものは、まず警察内部での利用を考えることになっております。

委員からのお話にもありました三好市内の宿舎は、集約してPFIという形で整備しましたがけれども、現在、古い官舎が残っておりまして、これは今年度予算で取り壊して、その後、来年度から予定している出張型運転免許更新の駐車場として、利活用する予定であります。

また、今春、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンを策定いたしまして、具体的な計画は鋭意策定しているところでありますけれども、駐在所等の統合によって未利用となった施設や土地もビジョンの中に、余りにも老朽化しているものは厳しいところがありますけれども、施設の現況や地域住民の方々のニーズを踏まえまして、警察官立寄所や検問場所、また地域安全活動の拠点として利活用していただくということも検討しているところであります。

こういう形で、まず県警察で利用がなければ、その後、県の各部局や市町村、国等に利用の照会をいたしまして、公的な利用がない場合は、知事部局において設置しております公有財産最適化推進会議を経まして、売却の手続を取る、県の歳入に寄与するという形で考えております。

高井委員

運転免許センターも統合されまして、3か所に分かれて即時発行ができるという非常に機能性は高くなりますが、やはり地域それぞれに遠方で行けないという方もおいでること

に対して、出張型免許更新手続をしてくださるということで非常に有り難く思っておりますし、機能していただかなくてはならないというふうに思います。想定されております池田町の三好市中央公民館は駐車場が少ないので、そのためにも官舎を取り壊して駐車場にしていただけるというのは非常に有効な利活用であると思っておりますし、先々で試行しながら、住民の利便性のためにいろいろと御検討を進めていただきたいと思います。

とりわけ、警察施設の統廃合等は、地域住民の皆さんの関心が非常に高く、影響を与えることでありますので、これから先々のいろいろな整備においても、実際に働いている駐在所職員はもとより、地域住民の方とのいろんな対話の中で進めていただきたいと思います。それによって、私たちも一緒になって協力していきたいと思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

今後もPFIによって、一括整備を官舎についても進めていこうと思っておりますが、やはりPFI手法を取り入れるにおいては、一番の懸念は金額が大きかったり、期間が長くなることから、地元業者が参画しにくいのではないかとということが常に言われてきました。こういう指摘がある中で、今後の施設整備においても、PFI手法で引き続き進めていかれるおつもりなのか。また、地元においての配慮等もいろいろと検討しておられるのであれば、お伺いさせていただきます。

高橋会計課長

この点につきましては、所管委員会でも多くの議論がされたところであります。

県警察では老朽施設が非常に多かったということもありまして、早急な解消に向けて、経済性や効率性の観点から、従来手法のほかPFI手法によって整備を進めてきたところであります。

PFI事業は、地元事業者の方々の参画が難しいのではないかと御指摘を踏まえまして、県警察のPFI事業は、事業者選定の際の評価に地域経済への配慮という項目を掲げております。その中身を言いますと、県内企業の参画や県産資材の活用、また県内の雇用創出などを項目に入れまして、こういう提案があった事業者には高い評価を与えてきたところであります。現在、PFI手法で契約している各事業においても、複数の地元企業に参画していただいておりますし、また三好市と阿南市の宿舍はPFI手法を活用しておりますけれども、これは県内初と思っておりますけれども、県内事業者のみでSPCの形を構成して事業を進めていただいているところであります。

今後の整備手法でありますけれども、事業の内容や規模に照らして、経済性や効率性の観点から、総合的に判断してまいりたいと考えております。

高井委員

地元業者にもいろいろと配慮していただいているということで、ありがとうございます。是非、これからも警察本部としまして、治安対策の強化をめどとした統廃合の計画と施設整備をパッケージで進めているという部分をしっかりとこの流れで、必要な警察施設の整備が停滞することなく円滑に進んでいくように、これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、児童虐待について確認させていただきます。

児童虐待事案の危険度チェック等について、私の2年前の代表質問の中で、大阪府警察やいろんな県警察で行っている危険度判定システム、児童虐待事案危険度チェック票というのを作っていただいて、それを運用することによって客観的に児童の危険度の判定ができ、どれくらいで児童相談所などと連携しながら介入するというような客観的な判断ができるような運用を開始したというふうに聞いております。このシステムの導入時期、効果と運用について教えていただければと思います。

西岡生活安全企画課長

ただいま委員から、児童虐待の危険度チェック票についての御質問がございました。

児童虐待事案におきましては、初動段階における迅速かつ的確な判断と対応が極めて重要であると考えております。

そこで、県警察では、現場臨場した警察官が、現場で危険性を見落とすことなく客観的かつ迅速に現場の状況が把握できるようにと、平成29年に児童虐待の現場チェック票を作り、活用し始めました。その後、平成30年4月から、ただいま委員から御説明のありました児童虐待事案危険度チェック票を活用して、組織的かつ総合的な判断ができるようになったということで、現在も全ての事案に対してチェック票を作成し、確実な通告等が実施できるよう利用しているところでございます。

高井委員

平成30年度からということで、まだ試行錯誤中なのかもしれませんが、恐らく効果は出ているのだらうと思います。

徳島県内全体の児童虐待事案は、他県と比べれば件数自体は少ないほうではありますが、それでも件数は増えております。緊急性の対応等、児童相談所と協力しながらいろんな面で、1人でも徳島県内から守れる児童を、目を光らせてみんなで大人が守っているんだというメッセージのためにも、これからもどうぞよろしく願いいたします。

中山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時14分）